

公益財団法人 日本体操協会
2019年度 第4回理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

議案 2020年度事業計画及び予算案について 別紙のとおり

議案 服務規程・給与規定 一部改定について

働き方改革法案の施行に伴い、服務規程を給与規定の一部を改訂する。

〔服務規程の改定〕

第24条（年次有給休暇）に6項を追加する。

6. 年休行使基準日から1年間の期間が終わる1か月前までに有給休暇行使が5日未満の職員について本会が有給休暇を指定して行使させることがある。

〔給与規定の改定〕

・時間外労働の開始時刻をこれまでの18時から19時に変更し、法定労働時間（8時間）後の残業を法定時間外労働とする。

・これに伴い、従来の18時から19時までの残業は『法定時間内残業』として区別し、時間割賃金の100%支払いとする。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 代表理事 会長 二木英徳
3. 理事会の決議があったものとみなされた日 令和2年3月17日（火）
4. 議事録の作成に係る職務を行った理事 専務理事 山本宜史

理事総数 21名、監事総数 2名

令和2年3月11日（水）、代表理事である会長 二木英徳が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和2年3月23日（月）までに理事全員から書面または電磁的記録による同意の意思表示と監事全員から書面による異議が無い旨の意思表示を得た。

ついては、当協会定款第41条に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案（議案）を承認可決する旨の理事会の決議があったものをみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は次に記名押印する。

令和2年3月23日

代表理事 二木英徳

理事 山本宜史